



市民の夢 ^{かな} 協えるプロジェクト 募集要領

もっともっと夢があふれるまちに
「あなたの夢」「みんなの夢」 教えてください！

■ 市民の夢 ^{かな} 協えるプロジェクトとは

市制 50 周年記念事業として、市民の皆さんの

- ① 自分ではできないけど、市で実現してほしいこと(=夢)
- ② 自分たちの手で実現したいこと(=夢)

を広く募集し、ともに夢をかなえていく事業です。広く市民が参加できる、多くの市民が共感できるワクワク感に満ちた事業の提案をお待ちしています。

※このプロジェクトでは、皆さんと力を合わせて実施したい、皆さんの夢と一緒にかなえたいとの思いから、力を合わせる、共にする、物事をまとめるという意味がある「協える」という言葉を使用しています。

岩倉市制 50 周年記念事業
岩倉市

目的(コース共通)

このプロジェクトは、市制 50 周年を全市をあげて祝うため、記念事業の一つとして、更なる市民参加や協働の推進を目指し、市民や市民活動団体をはじめとする各種団体等が、自らの夢を想い、基本方針の基本理念、基本方針とともに協え、具現化し、未来のいづくらにつながる新しい一歩となる取組を行うことを目的とします。

【岩倉市制50周年記念事業基本方針】

<基本理念>

市制50周年という大きな節目を市民全体でお祝いし、本市の礎を築いてきた先人たちのたゆまぬ努力、その功績を見つめ直し、あらためてこのまちを愛し、誇りに思う機会とします。そして、その思いを未来のいづくらを築いていく次世代につなげていくものとします。

<基本方針>

(1) シビックプライドの醸成

市制施行から半世紀という節目と年を契機として、これまでの「いづくら」の歴史を市民とともに振り返り、シビックプライド(市民の誇り・まちへの愛着)の醸成を図るとともに、新たなシビックプライドへとつながる取組を行う。

(2) 次世代につながる未来志向の取組

将来を担う子どもたちにとって、良き思い出として深く心に残り、輝く未来に夢を膨らませ、次の50年につながる新しい一歩となる取組を行う。

(3) シティプロモーションの推進

岩倉市の認知度や存在感がこれまで以上に高まるよう、本市の特徴を活かした記念事業の実施を通して、全市を挙げて市内外への情報発信の強化に向けた取組を行う。

《①市実施事業コース》

応募資格

- ◆ 市内に在住、通勤または通学する人

募集期間

- ◆ 令和2年7月19日(日)～ 9月6日(日) 50日間

事業規模

- ◆ 設定なし

対象事業

- ◆ 市でないとできない、市に実施してほしい、上記基本方針に合致する事業
※採用された事業は令和3年1月4日(月)～令和4年3月31日(木)の間に実施

対象とならない事業

- ◆ 以下の事業は対象となりません。
 - ・ 営利を目的とした事業
 - ・ 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
 - ・ 法令に違反する事業
 - ・ その他市長が適当でないと認める事業

提出書類

- ◆ 「市民の夢 協えるプロジェクト」企画提案書(市実施事業コース)

審査方法

- ◆ 市が設置する市制 50 周年記念事業審査会において、書類審査により、次に示す審査基準に従い審査します。ただし、市実施事業における審査は提案事業の実施に必要な予算、人員等を総合的に考慮し、実施可能と判断した事業について採用するものとします。

審査基準

- ◆ 以下の項目を審査基準とします。
 - (1) 目的が基本方針と合致しているか
 - (2) 独創性はあるか
 - (3) 効果が期待できるか
 - (4) 広く市民が参加できるか
 - (5) まちづくりへの発展性はあるか
 - (6) 市でないと実施できない又は実施が難しい事業か

審査結果

- ◆ 審査結果は市ホームページで公開します。

《②委託事業コース》

応募資格

- ◆ 次の条件を満たしていること
 - ・ 市内に住所を有する法人又は5人以上で構成される団体で、その構成員の半分以上が市内に在住、在勤、在学していること
 - ・ 公益性を有する活動を行っていること
 - ・ 主な活動が市内で行われていること
 - ・ 法人については、申請時に市税の滞納がないこと

募集期間

- ◆ 令和2年9月8日(火) ～ 10月27日(火) 50日間

委託金額

- ◆ 上限 100 万円
※委託事業は対象となる経費に対し、上限の範囲内で 100%負担します。

対象事業

- ◆ 団体等が実施したい、実施すべきと思う岩倉市制 50 周年記念事業基本方針に合致する事業
- ◆ 委託事業は3事業までとします。
※事業は令和3年1月4日(月)～令和4年3月31日(木)の間に実施できるもの

対象とならない事業

- ◆ 以下の事業は対象となりません。
 - ・ 営利を目的とした事業
 - ・ 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業

- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ・ 法令に違反する事業
- ・ その他市長が適当でないと認める事業

委託事業の対象となる経費

- ◆ 事業に必要な経費で以下の経費を対象とします。

費 目	経 費 の 種 類
報償費	講師又は専門家への謝礼等
需用費	消耗品費、印刷製本費、食糧費等（食糧費は補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

提出書類

- ◆ 「市民の夢 協えるプロジェクト」企画提案書(委託事業コース)
事業計画書
事業収支予算書

審査方法

- ◆ 市が設置する市制 50 周年記念事業審査会において、一次審査として書類審査を実施し、一次審査を通過した事業について、二次審査として公開プレゼン審査を実施します。
なお、総合評価点の高い上位 3 事業を委託事業及び委託先として選考します。
ただし、総合評価点が 7 割を超えた事業に限ります。

公開プレゼン審査

- ◆ 事業の目的・内容などを所定の時間内で発表していただきます。
パワーポイント等を用いてわかりやすい提案をしてください。
その他質疑応答を予定しています。
日時: 令和2年11月23日(月・祝)
場所: 総合体育文化センター 多目的ホール
※時間等の詳細は、決定後にご案内します。

審査基準

- ◆ 以下の項目を審査基準とします。
 - (1) 目的が基本方針と合致しているか
 - (2) 効果が期待できるか
 - (3) 広く市民が参加できるか
 - (4) 協働の視点があるか
 - (5) まちづくりへの発展性はあるか
 - (6) 事業計画に創意工夫が見られるか
 - (7) 予算計画(事業費積算)は適切か
 - (8) 事業遂行能力はあるか
 - (9) 新型コロナウイルス感染症対策は考慮されているか

選考結果

- ◆ 選考結果は書面にて提案団体にお知らせします。
- ◆ 委託事業として決定された事業は、市ホームページ等で公開します。

概算払い

- ◆ 委託費は、事業が完了した後、事業完了報告書と請求書の提出に基づき交付します。また、事業開始前に交付する概算払いの方法もあります。

実績報告書の提出、委託金額の確定

- ◆ 事業が完了したときは、完了日から30日以内に事業完了報告書を提出していただき、その内容を審査し、委託費の額を確定します。

委託の取消

- ◆ 次の場合には、委託決定の一部か全部を取り消し、委託費の一部または全額の返還を求める場合があります。
 - ・ 事業中止の届出があったとき。
 - ・ その他、契約内容に違反したとき。

事前相談のお願い

- ◆ 委託事業の申請を希望される場合は、事前に秘書企画課にご相談ください。
事前相談では、企画内容、経費等についてお聞きし、応募に向けた相談をさせていただきます。ご相談の際は、おおまかで結構ですので、事業概要、事業計画等のわかる資料をご持参ください。

応募・問合せ先

- ◆ 総務部秘書企画課企画政策グループ(市役所 5 階)
(T E L) 0587-38-5805
(E-mail) hishokikaku@city.iwakura.lg.jp
(H P) <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>
トップページ> 市政情報> 市制50周年記念> 市民の夢 協えるプロジェクト

※市民活動支援センター(市民プラザ1階 TEL37-0257)にも、応募書類はあります。
また市のホームページからもダウンロードできます。

※申請書は、必要な範囲内において公開する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

市民の夢 ^{かな} 協えるプロジェクト Q&A

<市実施事業コース>

Q 一人で提案できますか？

A 市内に在住、通勤または通学する人であれば、一人でも申請することができます。

Q いくつの事業を実施してもらえますか？ また、事業の規模に上限はありますか？

A 募集する際に事業の規模や事業数に上限などはありません。

提案事業の実現可能性、実施に必要な予算や人員、期待される効果などを総合的に考慮して、採用する事業を決定します。

「小さな夢」、「大きな夢」でも構いませんので、提案をお待ちしています。

Q どんな事業が対象になりますか？

A 岩倉市制 50 周年記念事業基本方針に合致する事業で「対象とならない事業」に該当しなければ、基本的に対象となります。

ただし、事業の実現可能性、実施に必要な予算や人員、期待される効果などを総合的に考慮して、採用する事業を決定しますので、お示した審査基準を踏まえた提案をお願いします。

Q 審査結果は、いつわかりますか？

A 応募事業数にもよりますが、11 月末までには、市ホームページで公開する予定です。

<委託事業コース>

Q 委託事業と補助事業に違いはありますか？

A 違いはあります。

公の資金を使うことに変わりはありませんが、委託事業は、最終的な義務と責任が行政側にあり、補助金は団体側にあります。

委託事業は、契約に基づき、団体が実施しますが、補助金以上に、公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、公益性を念頭においた効果的・効率的な方法による事業実施と適正な支出をしなければいけません。

Q 誰が申請できますか？

A 岩倉市内に住所を有する法人又は5人以上で構成される団体で、その構成員の半分以上が市内に在住、在勤、在学している市民活動団体、NPO 法人、一般社団法人、企業等になります。

Q 国や県、民間企業などからの補助金等をもらう予定の事業でも対象になりますか？

A 対象になりません。

今回は、委託事業であり、市が上限の範囲で100%費用を負担します。

Q 参加費は徴収しても良いですか？

A 徴収できます。

ただし、当初から事業計画書、事業収支予算書等に明記してあるものに限ります。

また、徴収した参加費を差し引いた金額を委託費として支払うことになります。

Q 100万円を超える事業を提案したいのですが、どうすれば良いですか？

A 委託事業の性質上、100万円を超える事業の提案することはできません。

ただし、参加費を徴収することで、委託費を100万円以内に押さえることは可能です。

なお、100万円を超える事業を、市実施事業コースに提案することはできます。

Q 同じ団体で複数の提案はできますか？

A 認められません。一つに絞って提案をお願いします。

Q お金はいつもらえますか？

A 契約後、事業開始前に9割までの額を概算払いとしてお支払いすることができます。

事業完了後30日以内に事業完了報告書の提出により、委託費の額を確定します。

確定額に応じて、残額をお支払いするか、超過額を返還していただくことになります。

Q 公開プレゼン審査は参加しないといけないのでしょうか？

A 必ず参加してください。

ただし、一次審査を通過した事業のみが対象となります。

詳細は決まり次第お知らせしますが、参加しない場合は提案を辞退したものとみなしますので、提案する団体等は必ずスケジュールを空けておいてください。

Q 対象とならない経費はどんなものでしょうか？

A 事業を実施する団体等の人件費や備品と判断される物品の購入費などは対象となり

ません。また、支出先が不明な経費(領収書が無いもの)や使用目的が不明確な経費も対象外となります。詳細は、事前相談において確認をお願いします。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響をどのように考えればよいですか？

A 新しい生活様式を踏まえた対策を検討するなどの一定の配慮は必要となります。

また、事業が実施できなくなる可能性を考慮した代替案も示してある事業の評価が高くなります。